福島県産業振興センターでは、福島県内の中小企業者等の皆様に対して、技術の進歩及び新事業の早期創出を支援するため、先行技術調査費用、国内産業財産権取得費用の一部を助成する事業を行います。

令和８年度第２回
特許等調査・出願経費助成事業
（先行技術調査・国内出願助成）募集案内

■　助成対象者

福島県内に本社、研究開発拠点、生産拠点等が所在する中小企業者またはそのグループが出願人となり、日本国特許庁へ産業財産権（特許、実用新案、意匠、商標）の国内出願を行う場合及び産業財産権取得、研究開発に資するための先行技術調査を行う場合。

※　申請の対象となる出願の発明者（又は考案者、創作者）が申請企業（県外本社・事業所含む）に所属することが要件となります。

※　いわゆる「みなし大企業」については、本事業の対象となりません。

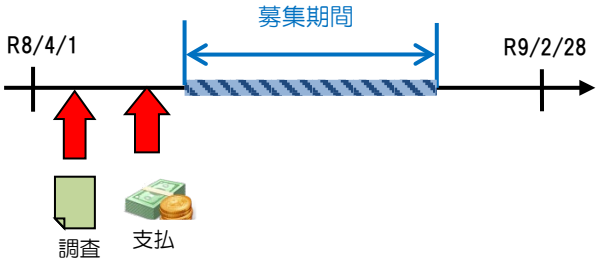
■　対象要件

令和８年４月１日～令和９年２月２８日に調査又は出願及び経費支払いを行うもの（出願については、４月１日以降に出願したもの、また、調査については着手時期が４月１日以降であることが必要です。）

【以下の場合は、対象となります。】

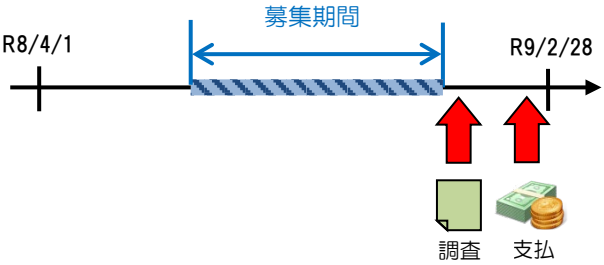
ケース①

募集期間前に調査(or出願)・支払ともに終えている場合。
（ただし、ともに令和８年4月1日以降。）



ケース②

募集期間後に調査(or出願)・支払を行う計画がある場合。
（ただし、ともに令和９年２月28日まで。）

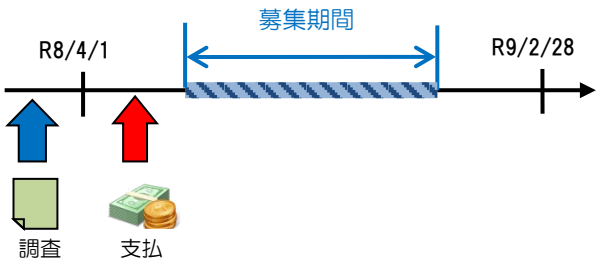


※　申請は１申請者につき１件に限ります。

【なお、以下の場合は対象外となります。】

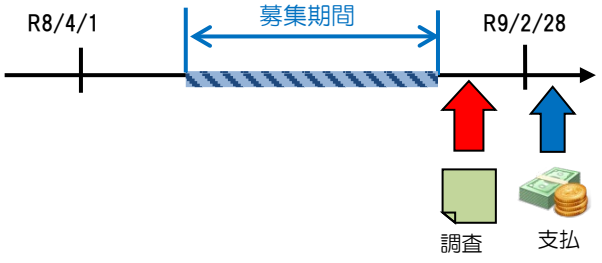
ケース③

昨年度に調査（or出願）を行った案件に対し、今年度支払を行う場合。
出願・支払ともに今年度内であることが必要。



ケース④

今年度中に調査(or出願)を行ったが、２月末までに経費の支払を行うことができなかった場合。
採択となっていても、助成金をお支払いすることができなくなります。



■　支援内容

先行技術調査に係る費用、またはこれに加えて特許等（特許権・実用新案権・意匠権・商標権）の出願に係る費用が対象となります。

ただし、申請前に特許等の出願に向けた先行技術調査を実施済みであり、調査結果報告書等、調査結果の詳細が分かる資料を提出する場合には、特許等の出願に係る費用のみの申請も可能です。

【助成対象経費】

事業区分	経費区分	経　費　項　目
①調査に係る経費	弁理士等への報酬	先行技術調査に係る経費及びそれらに係る源泉徴収税
②出願に係る経費	弁理士等への報酬	各種手数料（書類作成・検討）に係る経費及びそれに係る源泉徴収税
	特許庁費用	出願料、特許出願に係る審査請求料
	その他の経費	電子化手数料、その他理事長が特に必要と認める経費。

※１　事業区分①のみ、もしくは事業区分①②の同時申請の２パターンが原則です。
ただし、上述の条件を満たせば事業区分②のみの申請も可能です。
また、 調査については、簡易な自社調査ではなく、弁理士、特許事務所による調査を推奨しており、調査結果報告書も弁理士、特許事務所による詳細な調査報告書を想定しています。

※２　同一の知的財産権について、同一の内容の調査を複数年度にわたって実施する場合、助成対象となるのは最初の調査費用のみで、次年度以降の調査費用は助成対象となりません。

※３　弁理士へ支払う審査請求軽減申請手数料、早期審査に関する事情説明書提出手数料も対象となります。なお、出願後の補正に関する費用は助成対象とはなりません。

※４　ここでいう「弁理士等」とは、弁理士（個人）及び特許事務所を意味しています。

⚠	対　象　外　経　費
	※　「対象外経費」が予算計上に含まれる場合には、精査の上、除外させていただきます。 ・　日本国内における消費税及び地方消費税 ・　助成対象事業期間外に支払を行った経費 ・　その他出願に直接関係しない経費

【助成率】

助成対象経費の２分の１以内。

※　助成対象者以外の者との共有に係る特許等である場合、持分比率又は費用負担割合のうち、いずれか低い方に応じて、助成対象経費が減額となります。

【１企業当たりの上限額】

１　調査に係る経費　上限１５万円

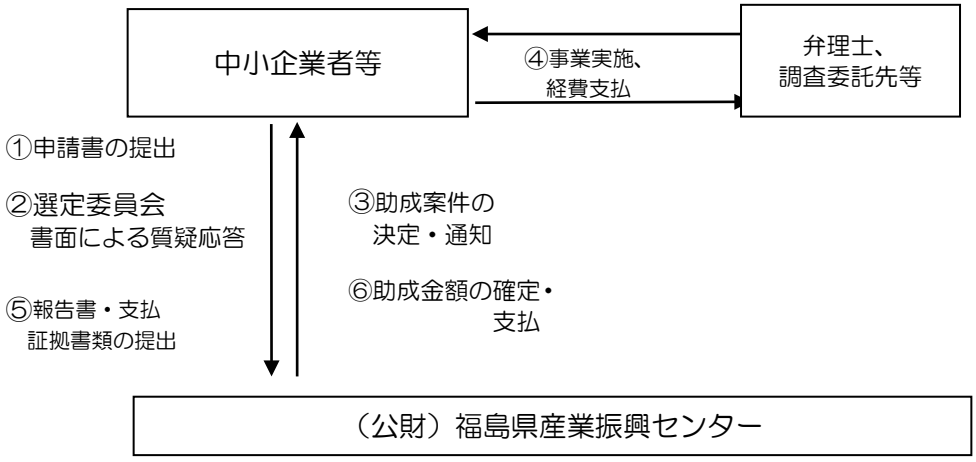
２　出願に係る経費　上限２５万円

※　出願に係る経費について、複数出願及び出願人の住所（本社）が福島県内である場合、**総額１００万円**

■　支援までの流れ（番号は下記【事業スキーム】にリンクしています。）

①　申請書及び添付書類の提出。
②　審査会の実施（１０月中旬予定）：書面審査予定。
③　助成案件の決定・通知（１１月上旬予定）。
④　採択企業により代理人へ対し、出願経費の支払（採択前の支払でも構わない）。
⑤　採択企業より、支払内訳が明確な領収証等の提出。
⑥　当センターにより対象経費を確定し、助成金額（対象経費の２分の１以内）を、採択企業へ振込み。

【事業スキーム】



■　公募期間

令和８年８月３日(月)～令和８年９月３０日(水)１７時必着

■　その他

１　助成金額の確定について

センターは報告書および添付書類に基づき、書類の精査及び必要に応じて現地調査を行います。その結果、助成金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められた経費についてのみ、助成金交付額として確定します。助成対象外となる経費が含まれていた場合や経費の支払証拠書類に不備が認められた場合には、助成額の全額または一部が対象外となることもありますので、ご留意願います。

２　追跡調査等について

翌年度以降であっても、随時、出願状況や事業化状況の調査を行う場合がありますので、ご協力のほどお願いいたします。

３　情報公開について

採択となった案件については、事業者名、所在地、交付決定金額、採択件数及び特許等出願事業においては、その権利種別は外部公表の対象となりますことをご承知おき下さい。

【お問合せ・お申込み先】

公益財団法人福島県産業振興センター
技術支援部　技術総務課
〒963－0215　郡山市待池台 1－12（福島県ハイテクプラザ内）
TEL　024－959－1929
FAX　024－959－1889
E-mail：f-tech@f-open.or.jp